

## 異議申立ての要旨に対する見解書

令和 年 月 日

桜川市長 様

住 所  
氏 名 (印)  
連絡先

桜川市土地利用基本条例（第22条第2項において準用する）第14条第4項の規定に基づき、次のとおり異議申立ての要旨に対する見解を報告します。

整理番号	異議申立ての要旨に対する見解	計画案の修正
1		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
2		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
3		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
4		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無
5		<input type="checkbox"/> 修正有 <input type="checkbox"/> 修正無

（備 考）

- この見解書は、必要事項を記載の上、主管課又は室に提出してください。
- 協議申出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 氏名（法人にあっては代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができます。
- 異議申立ての要旨に対する見解は、整理番号ごとに、異議申立てがあった旨の通知書に対応する内容を記載してください。
- 計画案の修正の欄は、異議申立てへの対応に伴う立地行為の計画案の修正の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
- 見解書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
- 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、見解書の提出が無効となるおそれがあります。